

青森県肝炎治療特別促進事業実施要綱新旧対照表

改正後	現行
<p style="text-align: center;">青森県肝炎治療特別促進事業実施要綱</p> <p>第 1～第 2 (略)</p> <p>第 3 この事業の対象となる医療は、C型ウイルス性肝炎の根治を目的として行われるインターフェロン治療及びインターフェロンフリー治療並びにB型ウイルス性肝炎に対して行われるインターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療で、保険適用となっているものとする。 当該治療を行うために必要となる初診料、再診料、検査料、入院料等については助成の対象とするが、当該治療と無関係な治療及び長期収載品の選定療養における特別の料金（当該長期収載品の薬価から、当該長期収載品の後発医薬品のうち最も薬価が高いものの薬価を控除して得た価格に4分の1を乗じて得た価格）は助成の対象としないものとする。</p> <p>第 4～16 (略)</p> <p>第 17 医療費の請求 1～2 (略) 3 本文略 (1) <u>受給者</u>の氏名が記載された被保険者証の写し (2) 受給者証の写し（表面、裏面） (3) (着)</p> <p>第 18～第 19 (略)</p> <p>附則 この要綱は、平成20年5月19日から施行し、平成20年4月1日から適用する。 附則 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。 附則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。 附則 この要綱は、平成23年11月7日から施行し、平成23年9月</p>	<p style="text-align: center;">青森県肝炎治療特別促進事業実施要綱</p> <p>第 1～第 2 (略)</p> <p>第 3 この事業の対象となる医療は、C型ウイルス性肝炎の根治を目的として行われるインターフェロン治療及びインターフェロンフリー治療並びにB型ウイルス性肝炎に対して行われるインターフェロン治療及び核酸アナログ製剤治療で、保険適用となっているものとする。 当該治療を行うために必要となる初診料、再診料、検査料、入院料等については助成の対象とするが、当該治療と無関係な治療は助成の対象としないものとする。</p> <p>第 4～16 (略)</p> <p>第 17 医療費の請求 1～2 (略) 3 本文略 (1) <u>請求者</u>の氏名が記載された被保険者証の写し (2) <u>請求者の受給者証</u>の写し（表面、裏面） (3) (着)</p> <p>第 18～第 19 (略)</p> <p>附則 この要綱は、平成20年5月19日から施行し、平成20年4月1日から適用する。 附則 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。 附則 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。 附則 この要綱は、平成23年11月7日から施行し、平成23年9月</p>

<p>26日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、平成24年2月2日から施行し、平成23年11月25日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、平成24年3月14日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成25年12月18日から施行し、平成25年11月19日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、平成26年9月29日から施行し、平成26年9月2日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、平成27年1月23日から施行し、平成26年12月15日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、平成27年3月30日から施行し、平成27年3月20日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、平成27年6月23日から施行し、平成27年5月20日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、平成27年10月1日から施行し、平成27年8月31日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、平成28年1月4日から施行し、平成27年11月26日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、平成28年10月31日から施行し、平成28年9月28日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、平成28年11月22日から施行し、平成28年11月18日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、平成29年2月23日から施行し、平成29年2月15日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、平成29年3月31日から施行し、平成29年3月24日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、平成29年6月16日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成29年12月1日から施行し、平成29年11月22日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、平成30年2月27日から施行し、平成30年2月16日から適用する。ただし、第8第2項の規定は核酸アナログ製剤治療の者で平成30年6月30日までの有効期限であり更新を希望する者及び平成30年7月1日以降に申請があったものに対し適用する。</p>	<p>26日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、平成24年2月2日から施行し、平成23年11月25日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、平成24年3月14日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成25年12月18日から施行し、平成25年11月19日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、平成26年9月29日から施行し、平成26年9月2日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、平成27年1月23日から施行し、平成26年12月15日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、平成27年3月30日から施行し、平成27年3月20日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、平成27年6月23日から施行し、平成27年5月20日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、平成27年10月1日から施行し、平成27年8月31日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、平成28年1月4日から施行し、平成27年11月26日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、平成28年10月31日から施行し、平成28年9月28日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、平成28年11月22日から施行し、平成28年11月18日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、平成29年2月23日から施行し、平成29年2月15日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、平成29年3月31日から施行し、平成29年3月24日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、平成29年6月16日から施行する。</p> <p>附則 この要綱は、平成29年12月1日から施行し、平成29年11月22日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は、平成30年2月27日から施行し、平成30年2月16日から適用する。ただし、第8第2項の規定は核酸アナログ製剤治療の者で平成30年6月30日までの有効期限であり更新を希望する者及び平成30年7月1日以降に申請があったものに対し適用する。</p>
---	---

<p>附則 この要綱は、平成30年6月7日から施行し、平成30年4月1日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は平成30年6月7日から施行し、平成30年4月1日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は令和元年5月24日から施行し、平成31年2月26日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は令和元年9月18日から施行し、令和元年8月22日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は令和3年2月1日から施行し、同日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は令和3年6月18日から施行し、同日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は令和3年10月5日から施行し、同日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は令和6年5月2日から施行し、令和6年3月26日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は令和6年9月13日から施行し、令和6年10月1日から適用する。</p> <p>(経過措置)</p> <p>1～18 (略)</p> <p>別添1～2 (略)</p> <p>第1号様式(第8関係)～第10号様式(第17関係)(略)</p> <p>第11号様式(第17関係)(表面)</p> <p>《請求者の方へ》</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>受給者</u>の氏名が記載された被保険者証の写し ○ 受給者証の写し(表面、裏面) <p>(以下略)</p>	<p>附則 この要綱は、平成30年6月7日から施行し、平成30年4月1日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は平成30年6月7日から施行し、平成30年4月1日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は令和元年5月24日から施行し、平成31年2月26日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は令和元年9月18日から施行し、令和元年8月22日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は令和3年2月1日から施行し、同日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は令和3年6月18日から施行し、同日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は令和3年10月5日から施行し、同日から適用する。</p> <p>附則 この要綱は令和6年5月2日から施行し、令和6年3月26日から適用する。</p> <p>(新設)</p> <p>(経過措置)</p> <p>1～18 (略)</p> <p>別添1～2 (略)</p> <p>第1号様式(第8関係)～第10号様式(第17関係)(略)</p> <p>第11号様式(第17関係)(表面)</p> <p>《請求者の方へ》</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>請求者</u>の氏名が記載された被保険者証の写し ○ <u>請求者</u>の受給者証の写し(表面、裏面) <p>(以下略)</p>
---	---